

○ 公立大学法人福岡県立大学災害対策本部設置要綱

平成18年5月30日

(設置)

第1条 地震、火災等の災害の発生に対し、対策を講じ被害を最小限にとどめるため、公立大学法人福岡県立大学災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部は、管理棟1階事務室に設置する。

(目的)

第2条 本部は災害発生時において、本学の学生及び教職員の生命、身体及び研究施設等の安全を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本部は、以下の者によって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常務理事
- (4) 教員兼務理事
- (5) 学部長
- (6) 経営管理部長
- (7) 学務部長

(理事長の責務)

第4条 理事長は、本学の防災のために教職員を指揮し、防災に努めなければならない。

(教職員の協力義務)

第5条 教職員は、本学の防災のために協力して事態に対処しなければならない。

(本部の責務)

第6条 本部の災害発生時の責務は、以下のとおりとする。

- (1) 学生及び教職員等の人命救護
- (2) 施設の維持保全
- (3) 情報収集及び外部（関係機関及び地域災害対策機関等）との連絡調整
- (4) 必要に応じた本学施設の地域住民への避難等協力
- (5) その他復旧作業に係る総括業務

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災に関して必要な事項は、理事長が構成員の意見を聴き定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月17日から施行する。